

第 2 回 ユニバーサルサービスワーキンググループ 事務局説明資料

提案募集の概要及び結果

(ユニバWGにおける検討項目)

2024年 2月22日
事務局

- 情報通信審議会「通信政策特別委員会」の議論を深めるため、令和5年12月28日（木）～令和6年1月22日（月）までの間、以下の検討事項について、提案募集を実施。29件の意見が提出。

◆ 提案募集の対象

1. 通信政策として確保すべき事項
 1. 通信サービスが「全国に届く」（不採算地域を含むサービス提供）
 2. 「低廉で多様」なサービスが利用できる（事業者間の公正競争の確保等）
 3. 「国際競争力」を確保する（国全体の基礎研究の推進）
 4. 「経済安全保障」を確保する（漏れのないセーフガード措置）
2. NTTの経営面で確保すべき事項

◆ 提案募集の結果

		件数	提出者
法人 又は 団体 21件	電気通信事業者	13件	アルテリア・ネットワークス株式会社、株式会社エネコム、株式会社STNet、株式会社オプテージ、関西ブロードバンド株式会社、株式会社QTnet、KDDI株式会社、JCOM株式会社、ソフトバンク株式会社、株式会社トークネット、日本電信電話株式会社、北陸通信ネットワーク株式会社、北海道総合通信網株式会社
	業界団体	3件	一般社団法人テレコムサービス協会、一般社団法人日本インターネットプロバイダー協会、一般社団法人日本ケーブルテレビ連盟
	経済団体	1件	一般社団法人新経済連盟
	自治体	3件	愛知県、高知県、長崎県
	消費者団体等	1件	一般社団法人全国消費者団体連絡会
個人		8件	
合計		29件	

- 提案募集の対象とした検討事項は以下のとおり。

今後更に検討を深めていくべき事項

1. 通信政策として確保すべき事項

- ① 通信サービスが「全国に届く」（不採算地域を含むサービス提供）
 - 【論点1】ユニバーサルサービスの基本的考え方
 - 【論点2】電話のユニバーサルサービス
 - 【論点3】ブロードバンドのユニバーサルサービス
 - 【論点4】NTT東西の自己設備設置要件
- ② 「低廉で多様」なサービスが利用できる（事業者間の公正競争の確保等）
 - 【論点5】NTT東西の業務範囲（本来業務）
 - 【論点6】NTT東西等の地域電気通信業務以外の業務
 - 【論点7】NTTのグループ経営における公正競争環境の確保
 - 【論点8】電気通信事業法における競争ルールの在り方
 - 【論点9】ネットワークの仮想化・クラウド化の進展を踏まえた規律の在り方
- ③ 「国際競争力」を確保する（国全体の基礎研究の推進）
 - 【論点10】我が国の情報通信産業の国際競争力の強化
- ④ 「経済安全保障」を確保する（漏れのないセーフガード措置）
 - 【論点11】外資規制
 - 【論点12】外国人役員規制

2. NTTの経営面で確保すべき事項

- 【論点13】政府の株式保有義務
- 【論点14】各種認可事項等

1-1. ユニバーサルサービスに位置付ける役務

- **ユニバーサルサービスに位置付ける役務は、従来どおり、基本的3要件（①不可欠性、②低廉性、③利用可能性）に照らして検討していくことが適当ではないか。**この際、「不可欠性」ではこれを満たすために必要な**役務の品質**、「低廉性」では**利用者料金の水準**、「利用可能性」では**役務の普及状況**を特に勘案することが求められるのではないか。
- 現在のユニバーサルサービスは、無線も一部（電話：不採算地域でのワイヤレス固定電話、ブロードバンド：ワイヤレス固定ブロードバンド（専用型））あるが、有線（電話：メタル固定電話、ブロードバンド：FTTH・HFC）が中心であるところ、検討に当たっては、**技術中立性**や、不採算地域での設備の整備・維持の**効率性等も考慮し、無線サービスの更なる活用を検討すべき**でないか。
- この際、検討対象の無線サービスは、ワイヤレス固定サービス（専用型）、ワイヤレス固定サービス（共用型）、モバイルサービス、HAPSによる通信サービス、衛星コンステレーションによる衛星通信サービスが考えられるが、どうか。

主な意見

- ユニバーサルサービスに位置付ける役務を考える上では、基本的3要件（①不可欠性、②低廉性、③利用可能性）に照らして検討することが適切。（STNet、ソフトバンク、KDDI、JAIPA）
- 「低廉性」は、「競争地域において一般的に提供されている料金と同水準」と定義し、条件不利地域においても競争地域と同水準の価格で提供することを趣旨とすべき。（ソフトバンク）
- モバイルサービス、また技術の進展を踏まえながらNTN（HAPS、衛星通信サービス）など、無線サービスの活用を検討すべき。（NTT、STNet）
- 無線サービスの更なる活用の検討にあたっては、安定性では有線が優位に立つといった品質面の考慮も必要。（ソフトバンク）
- HAPSについては、日本上空の成層圏のジェット気流の影響や緯度（冬季の日照時間）の関係から、また、衛星通信サービスについても、今後、情報通信審議会にて技術的検討がなされる状況にあることから、現時点でユニバーサルサービスとしての是非を論じるのは尚早。（ソフトバンク）

1-2. ユニバーサルサービス責務

- 通信のユニバーサルサービス責務は、IP化やブロードバンド化等の進展に対応し、**固定電話中心から、ブロードバンドを軸に、無線も活用した制度に見直すべきではないか。**
- この際、ユニバーサルサービス責務については、**以下の二種類**があるところ、ユニバーサルサービスに位置付ける役務の提供状況等を踏まえつつ、**安定性と効率性のバランス**を取りながら日本全国におけるあまねく提供を確保するため、**いずれが適切かについて検討することが必要**ではないか。
 - ・ **あまねく提供責務**：他事業者の提供地域でも、サービスの提供責務を負う。(=現在のNTT法上の電話の責務)
 - ・ **最終保障提供責務**：提供事業者がいない地域に限りサービスの提供責務を負う。(=他事業者の提供地域では責務は負わない)
- ユニバーサルサービス責務を見直す場合、国民の不安や不利益につながらないように、**固定電話の責務の見直しとブロードバンドの責務の新設を一体的に進めて制度的な空白が生じないようにする必要があるのではないか。**
- メタル固定電話は、未だ約1,500万契約存在すること、また、固定ブロードバンドは、約4,500万契約に達しているものの、未整備地域が存在し直ちにその解消が図られないこと等を考慮すると、**責務の見直しと新設を一体的に進める場合において、制度的空白が生じないようにするためには、どのように進めることが具体的に考えられるか。**

主な意見

- ユニバーサルサービス責務を、固定電話からブロードバンドを軸とした制度に見直すべき。(JAIPA)
- 今後のユニバーサルサービスは、従来の固定電話に加え、ブロードバンドサービスのユニバーサルサービス責務を確立したうえで、音声通話サービスのユニバーサルサービスも統合し、固定だけでなく無線（モバイル）やNTN（HAPS・衛星）等の手段を用いて、各地域に最も適した方法で最も適した事業主体が担う仕組みとすることが必要。(NTT)
- 提供主体が存在しない地域においては、必要十分かつ過大でない交付金制度の実現や無線やNTN等を含めた柔軟かつコストミニマムな提供手段の導入といった条件が整えば、NTT東西がラストリゾート責務を担う考え。(NTT)
- ユニバーサルサービス責務について、品質面から、現時点で無線の活用を前提とすべきではない。(ソフトバンク)
- 無線ブロードバンドはあくまで補完的なものであり、光ファイバを最優先に進めるべき。(KDDI)
- 規律の廃止と新設を一体的に進めることで、責務の制度的な継続を担保する必要がある。(高知県、KDDI)
- ブロードバンドのユニバーサルサービス責務はラストリゾート責務とするのが適当だが、提供事業者がいない地域として、民設移行が困難な公設地域も対象にして議論すべき。(高知県)

その他、論点 1 に寄せられた意見

- 技術的な進歩だけが加速して情報通信インフラが複雑化するような事態を招来しないよう、一般の消費者が日常利用する通信の在り方と共に、過疎地域や災害時の対応等について国民に周知し、国民の理解を深め、丁寧な論議をすることが必要。(全国消団連)

2-1. ユニバーサルサービスに位置付ける役務（公衆電話を除く）

- 現在、電話とブロードバンドがユニバーサルサービスとなっているが、メタル固定電話の契約数が減少し、2035年を目途としたメタル回線の段階的縮退に関する考えが表明される中で、**基本的3要件（①不可欠性、②低廉性、③利用可能性）**に照らして、ユニバーサルサービスに位置付ける役務（光IP電話や無線サービス等）の扱いを含めて、**電話のユニバーサルサービスの在り方**について、どのように考えるか。
- また、**ブロードバンドのユニバーサルサービスが確保されれば**、電話はその付加サービスとしてあまねく利用可能となるため、**電話単体をユニバーサルサービスとする必要性は低下するが**、以下の「低廉性」要件との関係も含め、**どう考えるか**。
 - 従来から、NTT東西のメタル固定電話の基本料（NTT東日本：1,700円・住宅用3級局）が「低廉性」の基準とされ、この料金水準で利用できるメタル固定電話は未だ約1,500万契約存在している。
 - 約4,500万契約あるIP電話は、ブロードバンドのオプションサービスであり、電話単体では低廉（NTT東日本・ひかり電話500円）であるが、加えてブロードバンド料金（NTT東日本：戸建て5,200円）が必要となるため、「低廉性」の要件を満たさないとされている。

主な意見

- 電話のユニバーサルサービスは携帯電話の音声通信、緊急通報でも良い。（JAIPA）
- 警察・消防等への緊急通報について、衛星回線は認知も限られ利用できる環境も少ないため、電話のユニバーサルサービスは固定電話、携帯電話が主な検討対象となる。（ケーブルテレビ連盟）
- 地震等の災害時における通信確保の緊急避難的措置として、衛星電話は有効だが、ユニバーサルサービス制度は緊急避難的措置ではなく、日常生活において必要不可欠な役務提供の確保が目的であり、その要件を満たさない。（KDDI）
- 0ABJを用いる固定電話（メタル固定電話に限らず、ブロードバンドのオプションとしての光IP電話等も含む）を軸に検討すべき。（ソフトバンク）
- ブロードバンドも国民生活に不可欠なサービスとして基礎的電気通信役務とされたことを踏まえれば、「IP電話＋ブロードバンド」の料金でも低廉性を満たすと解釈する方向で検討すべき。（ソフトバンク）
- ブロードバンドの責務の新設の前に、NTT東西の既存の固定電話の責務の見直しを行うべきではない。（KDDI）

2-2. 公衆電話の扱い

- 公衆電話は、社会生活上の安全及び戸外における最低限の通信手段を確保する観点から、電話のユニバーサルサービスに位置付けられているが、以下の点を踏まえ、**今後の位置付けについてどのように考えるか。**
 - 公衆電話の提供に用いられる**メタル回線はコスト効率が悪化し、携帯電話も普及**している状況にあり、国民負担の観点からは、**コストミニマムな方法**が求められること
 - 携帯電話には、**災害時の基地局停波**のリスク、**非常時のバッテリー**の問題、**未保有者**が一定数存在などの課題があること
 - 公衆電話を光サービスで提供可能とするための追加コスト（バッテリー設置や課金機能の開発・実装等）が必要となること
 - 諸外国の公衆電話では、米国は当初からユニバーサルサービスの対象外、EU主要加盟国（仏、独、伊、西）はユニバーサルサービスの対象外に見直し、英、韓、豪はユニバーサルサービスの対象となっていること
- 災害時等の通信手段の確保の観点から、公衆電話に代えて、**特設公衆電話の普及**を進めることについてどう考えるか。また、公衆電話の光回線対応について、タブレットで対応することも考えられ、ベンチャー等の参加を得て検討すべきでないか。

主な意見

- 災害時用公衆電話については、災害時における通信手段確保のために、今後も維持・提供していく考え。（NTT）
- 今後、国民負担の観点も考慮しながら、モバイルによる代替の検討や、公衆電話をコスト（光サービスで提供可能とするためのバッテリー設置や課金機能の開発・実装等の追加コスト）をかけて維持していくべきか等、慎重に議論していくことが必要。（NTT）
- 携帯電話が広範に普及しているからといって、公衆電話の代替が務まるものではない。（ソフトバンク）
- 災害の頻発等に鑑み、今後も公衆電話をユニバーサルサービスとして位置付け、維持すべき。（KDDI、JAIPA）
- 戸外における最低限の通信手段として第一種公衆電話は必要だが、災害時の通信手段の確保の観点から、特設公衆電話の普及を進めることが必要。（KDDI）

2-3. ユニバーサルサービス責務

- 【論点2-1】で仮に電話のユニバーサルサービスを維持するとした場合、**ユニバーサルサービス責務も引き続き維持することでよいか**。維持する場合、安定性と効率性のバランスを取りながら日本全国におけるあまねく提供を確保するためには、ユニバーサルサービスに位置付けるサービスの提供状況等を踏まえ、当該責務は、従来の**あまねく提供責務と最終保障提供責務のいずれが適当か**。
- 現在、電話のユニバーサルサービス責務はNTTに課されているが、約1,500万のメタル固定電話の契約者に対して当該責務に基づきユニバーサルサービスを提供していることや、電話の提供における無線サービスの更なる活用の可能性等を踏まえ、当該責務を**引き続きNTTに課すことの適否を含め**、当該責務を担う主体をどう考えるか。
- 仮にNTTに責務を引き続き課す場合、老朽化しコスト効率が悪化するメタル回線の円滑な縮退を可能とする観点から、**NTT東西の自己設備設置要件の趣旨**（後述）を踏まえつつ、現在、不採算地域に限定されている**ワイヤレス固定電話の要件の緩和・撤廃など、他者設備を利用して電話の責務を履行できる範囲を拡大**することについて、どのように考えるか。

主な意見

- メタル設備を用いた固定電話の利用減少や赤字拡大を踏まえ、固定電話をユニバーサルサービスとして継続させることについて見直しが必要。（NTT）
- 提供主体が存在しない地域においては、必要十分かつ過大でない交付金制度の実現や無線やNTN等を含めた柔軟かつコストミナムな提供手段の導入といった条件が整えば、NTT東西がラストリゾート責務を担う考え。（NTT） [再掲]
- 今後も電話のユニバーサルサービスは維持すべきであり、ユニバーサルサービス責務は引き続きNTT東西に課すべき。（JCOM、KDDI）
- ブロードバンドのユニバーサルサービス責務が規定され、ブロードバンドの未整備地帯が解消するまでは、これまでどおりNTT東西に対して電話のあまねく責務を課すことが適切。（ソフトバンク）
- 電話のあまねく責務はNTTに光ファイバによる最終保障提供義務を課したうえで、電話はそれおよび他のブロードバンドインフラ上のIP電話であまねく提供義務を課するのが適当。（JAIPA）
- ワイヤレス固定電話の要件の緩和・撤廃などは、「特別な資産（電柱・管路・とう道・局舎・土地など）」の有効活用を妨げる国家的損失であり、光ファイバの敷設基盤としてそのまま活かすことが必要。（KDDI）

2-4. 交付金制度

- 仮に電話のユニバーサルサービスや責務を維持する場合は、**交付金制度**※も引き続き維持することでよいか。維持する場合、現在、電話のユニバーサルサービスに位置付けられるサービスであっても、交付金制度の支援対象でないものもあるが、**支援対象サービスの範囲など、交付金制度の在り方についてどのように考えるか。**

※ 令和5年度の補填額は67億円(令和4年度の赤字額588億円)

主な意見

- 現行の電話のユニバーサルサービス交付金制度は、メタル設備を用いた固定電話を前提としたものであるため、ユニバーサルサービスの見直しにあわせて交付金制度のあり方も見直すべき。(NTT)
- 電話のユニバーサルサービス交付金制度は従来のを維持することが適切。(ソフトバンク、KDDI)
- 交付金制度を維持することは必要だが、国民負担をこれ以上増やす場合には、慎重な議論が必要。(KDDI)

2-5. 料金の低廉性の確保

- 電話のユニバーサルサービスは、電気通信事業法上、基礎的電気通信役務と規定されるが、基礎的電気通信役務には料金の低廉性を確保する規律はなく、NTT東西のメタル固定電話等が、特定電気通信役務（独占的サービスのうち利用者利益に及ぼす影響が大きい役務）としてプライスカップ規制を課される結果、電話のユニバーサルサービスの料金の低廉性が実質的に確保されてきた。

メタル固定電話等の需要の減少が大きく、相対的に利用者利益への影響が低下していることから、特定電気通信役務を対象にしたプライスカップ規制については、ユニバーサルサービス（基礎的電気通信役務）の料金の低廉性を確保する仕組みへの見直しも含め検討することが必要と考えられるが、どうか。

主な意見

- 特定電気通信役務を対象にしたプライスカップ規制は、基礎的電気通信役務の料金低廉性を確保する仕組みへの適用は不適切。(ソフトバンク、KDDI)
- 特定電気通信役務を対象にしたプライスカップ規制については、ユニバーサルサービス（基礎的電気通信役務）の料金の低廉性を確保する仕組みへの見直しも含め検討すべき。(JAIPA)
- 公衆電話以外の固定電話については、ユニバーサルサービスの対象から外し、プライスカップ規制を緩和又は撤廃することもやむを得ない。(個人)

2-6. メタル回線の縮退

- 2035年頃を目途にメタル回線の縮退を進める場合、利用者や事業者等に不測の支障が生じないように留意して行う必要があるところ、**メタル回線の円滑な縮退を実現**するためには、**NTTや国等においてどのような取組が必要**となるか

※ 光回線を用いた電話単体サービスとして、ひかり電話ネクスト(基本プラン 2,750円/月)がある。

主な意見

- 仮に、NTT東西のメタル設備を用いた固定電話についてユニバーサルサービス義務が外れた場合であっても、当該サービスを即座に終了することではなく、2035年頃のメタル設備の縮退タイミングに合わせてサービス終了していく。(NTT)
- 光回線電話が無条件に拡大提供された場合、他事業者は一層競争が困難になるため、メタル縮退のグランドデザインとともに、政策的な検討が必要。(ソフトバンク)
- メタル回線の縮退について、時期・移行方法などの計画は十分な時間的余裕を持って検討され、開示されるべき。(JAIPA、ソフトバンク)
- メタル回線の代替手段を、安易に無線に頼るのではなく、「特別な資産(電柱・管路・とう道・局舎・土地など)」を活かして光ファイバを敷設することを原則に掲げるべき。(KDDI)
- メタル回線の縮退においては、家庭向けの固定電話にとどまらず、企業向けの通信においても考慮すべき。(個人)

3-1. ユニバーサルサービスに位置付ける役務

- ブロードバンドのユニバーサルサービスに位置付ける役務は、**基本的3要件（①不可欠性、②低廉性、③利用可能性）に照らした場合**、現時点では、品質や料金水準（定額制）等の面から、**光ファイバ等（FTTH、CATV（HFC方式）、ワイヤレス固定ブロードバンド（専用型））を原則**とすべきではないか。
- その上で、**不採算地域では**、効率的な整備・維持が必要となることや、相対的に利用者数が少なく輻輳が生じにくいと考えられること等に鑑み、**基本的3要件を踏まえつつ**、例外的に**無線の更なる活用**も検討することが適当ではないか。
- 活用対象となる無線としては、**ワイヤレス固定ブロードバンド（共用型）、モバイルサービス、HAPSによる通信サービス、衛星コンステレーションによる衛星通信サービス**が考えられるところ、**以下の点などを考慮して検討を深める必要がある**のではないか。この際、「**未整備地域**」「**既存提供者の撤退地域**」「**公設地域**」「**離島**」などの**地域区分に応じた検討**も必要でないか。他に留意すべき点はあるか。
 - ・ 各無線サービスの**現状**（品質・料金水準や利用状況）や**課題、将来性**等
 - ・ 公設設備には、**放送用の光ファイバが含まれている場合**もあること
 - ・ 提供手段の拡大は、**交付金の支援区域の縮小に繋がる**こと

主な意見

- 例外的にモバイルサービスや衛星通信サービス等の無線を活用することは適当。（オブテージ）
- 現在ブロードバンドのユニバーサルサービスとして定められている以外の方式のものであっても、通信品質やコストが妥当な水準である場合に、対象から除外されない制度であることが適当。（テレサ協会）
- 無線ブロードバンドは通信の安定性等に懸念があり、現在ブロードバンドのユニバーサルサービスとして光ファイバ等（FTTH、CATV（HFC方式）、ワイヤレス固定ブロードバンド（専用型））を指定する考え方に賛同。（KDDI、ソフトバンク）
- 衛星ブロードバンドは、外国事業者に依存し、経済安全保障上のリスクも存在。（JAIPA）
- HAPS、衛星コンステレーション等は品質、料金水準、利用状況等において同様のサービスを提供でき、サービス継続性や経済安保などの条件が整理しうる場合は、将来的にユニバーサルサービスとしての位置づけに含めることも可能。（ケーブルテレビ連盟）

3-2. ユニバーサルサービス責務

- ブロードバンドのユニバーサルサービス責務については、**安定性と効率性のバランス**を取りながら日本全国におけるあまねく提供を確保するためには、以下の点などを踏まえると、**最終保障提供責務とすることが適当**ではないか。
 - ・ 現在、電話のユニバーサルサービスでは、NTTにあまねく提供責務が課されているが、電話のユニバーサルサービスの中心である**アナログ固定電話**については、その提供に必要な**メタル回線の約99%はNTT東西が保有**していること
 - ・ **ブロードバンドは、未整備地域や公設地域も存在**する中で**多様な設備設置事業者が競争的に役務提供**し、西日本を中心に電力系事業者やケーブルテレビ事業者のみが提供する地域も存在するため、まずは**NTT東西や他の設備設置事業者が連携しながらユニバーサルサービスを提供**し、それでもなお生じる**未整備地域等について責務を課することが適当**であること
- 最終保障提供責務については、**電電公社から線路敷設基盤を承継したNTTがその役割を担うこと**の適否を含め、当該責務を担う主体をどう考えるか。また、【論点3-1】の**活用可能な無線の範囲**や【論点3-3】の**交付金のコスト算定等**は、**NTT東西に対する負担にも留意しつつ検討することが適当**ではないか。
- 上記に関連し、【論点3-1】の**活用可能な無線の範囲**の検討の際には、自己設備設置要件の趣旨を踏まえつつ、NTT東西が**他者設備を利用してブロードバンドの責務を履行できることを認めることについてどのように考えるか**。

主な意見

- 提供主体が存在しない地域においては、必要十分かつ過大でない交付金制度の実現や無線やNTN等を含めた柔軟かつコストミニマムな提供手段の導入といった条件が整えば、NTT東西がラストリゾート責務を担う考え。（NTT） [再掲]
- 未整備地域における最終保障提供責務を担う主体は、NTT東西であるべき。（高知県、ケーブルテレビ連盟、JCOM、STNet、ソフトバンク、KDDI、JAIPA）
- NTT東西のアクセス部門を分離独立した上で、同社に責務を課することも検討すべき。（ソフトバンク）
- 最終保障提供責務については、「サービス提供地域からの撤退禁止」も意味するよう明確にすべき。（KDDI）
- 当面は最終保障提供責務とすることが現実的だが、あまねく責務に可能な限り近い制度設計を目指すべき。（ソフトバンク）
- ブロードバンド0地域のカバーという点においては、1)地域の特典、2)求めるサービス品質の規定、3)責務の内容の定義、4)費用負担の考え方の整理が必要。（ケーブルテレビ連盟）
- 机上の空論にならないために、まず、光ファイバのデジタルデバインドがどの地域、字、集落にどの規模で存在しているのか把握する必要がある。（関西ブロードバンド）

3-3. 交付金制度

- 【論点3-1】で、ブロードバンドのユニバーサルサービスに位置付けられるサービスは、**交付金制度の支援対象**とすることでよいか。
- **最終保障提供責務が課される者に対する交付金の水準**は、当該責務に伴い生じる不採算地域の**赤字額を補填**する必要がある一方、交付金の原資はブロードバンド事業者の負担金であるため、最終保障提供責務が課される事業者の**非効率性を排除**する必要がある点を考慮して、**どう考えるか**。その他、交付金の算定に関して検討すべき点はあるか。

主な意見

- 提供主体が存在しない地域においては、必要十分かつ過大でない交付金制度の実現や無線やNTN等を含めた柔軟かつコストミナムな提供手段の導入といった条件が整えば、NTT東西がラストリゾート責務を担う考え。(NTT) [再掲]
- 交付金の原資はブロードバンド事業者の負担金であるため、これを受け取る適格電気通信事業者は、厳格な規律によって徹底的に非効率性を排除すべき。(ソフトバンク、KDDI)
- 最終保障提供責務が課される事業者の非効率性を排除するため、1.当該地域における地形や各種規制(河川や空港など他の法令による規制等)、2.現地の該当する職種の人件費、3.上流回線やIXに接続する回線にかかる経費、4.その他、インフラを維持する上で必要な経費を分野毎に算出した上で算定し、数年おきに見直すなどが必要。(JAIPA)
- 通信設備と不可分であり地域において重要な役割を果たしている放送設備について、一体的に維持することが必要であることから、何らかの支援の仕組みを検討することが適当。(愛知県)

3-4. 料金の低廉性の確保

- プライスキャップ規制が課される電話と異なり、ブロードバンドには、**料金の低廉性を確保する規制が課されていない**が、この点についてどのように考えるか。都市部では、**引き続き事業者間の競争を通じて料金の低廉性を確保すれば足りるか**。
- 他方、不採算地域では、都市部と異なり、事業者間競争を通じた料金の低廉性の確保が期待しにくく、コストに応じた料金が設定される場合、都市部に比べて高い料金となることが懸念。このような**地域間の料金格差が生じないようにするための措置**についてどのように考えるか。**交付金の交付を受ける事業者には一定の措置を講ずることも考えられるか**。

主な意見

- ブロードバンドのユニバーサルサービス制度に欠けている料金の低廉性を担保する仕組みも今後求められる。（JAIPA）
- ブロードバンドサービスは、メタル設備を用いた固定電話とは異なり、既に市場競争を通じた各社の経営努力による効率化が図られてきているため、全国一律の料金規制を課すことは適切でない。（NTT）
- 不採算地域においては、料金の低廉性を確保できることが重要である一方、事業者の採算性への考慮も必要。（アルテリア）
- メタル・光・ワイヤレス等多様化する電話・ブロードバンドサービスの統合ユニバーサルサービス化により、不採算地域においても、利用者の利便性を損なわず、かつ運用負荷・コスト等の効率化を図る検討が必要。（テレサ協会）
- 不採算地域においても、地域間の料金格差が生じないよう都市部と同じ料金で提供可能な措置が必要だが、当該措置により、交付金が肥大化し、国民負担が不適切に増えることがないようにすべき。（KDDI）
- ユニバーサルサービスの制度運用が、一般消費者にとって透明性のあるものであることが必要。（テレサ協会）

4-1. 設備の自己設置要件

- 設備の効率的な整備・運用を図るためには、シェアリングや他者設備の利用、オフバランス化等を可能とすることも必要となること、その趣旨等を踏まえ、**自己設備設置要件の在り方についてどう考えるか。**

主な意見

- NTTは特別な資産である線路敷設基盤を保有していることから、引き続き、自己設備設置要件が必要。(ソフトバンク、KDDI)
- 固定電話用の線路敷設基盤は全国にあまねく整備されており、これらの資産を有効に活用した上で、さらにブロードバンド未整備地域の解消を図るといふ観点から、現状の自己設備設置要件を維持することが適当。(ケーブルテレビ連盟)
- 設備シェアリングやオフバランス化、無線設備の活用による効率化を図れないため、自己設置義務及び重要設備の譲渡の認可の見直しが必要。また、電話サービスもブロードバンドサービスも含めて、自己設置によらず、他者設備を活用した柔軟なサービス提供を可能とし、国民負担の軽減や利便性の確保・向上を実現することが必要。(NTT)
- 継続的な支配・管理が求められる事業用電気通信設備とは別に、線路敷設基盤については、他の公共インフラ(他社資産)の活用等による効率化が可能な場合は、必要に応じて検討することは適切。(KDDI)
- 著しく不経済となるエリアにおいて、最終保障提供責務(ラストリゾート責務)を負う場合に限定して、NTT東西が無線サービスを提供できるようにするために、設備の自己設置要件の緩和を検討するべき。(STNet)
- 自己設備設置要件には、重要設備の譲渡等の規定とともに、第一種指定電気通信設備としての指定を意図的に回避することを防止し、電気通信事業法の規制の実効性を確保する効果がある。(ソフトバンク)
- 仮に第一種指定電気通信設備の譲渡が行われた場合には、NTT東西が電気通信事業法上の指定電気通信設備に対する規律を逃れるおそれがある。(KDDI)

4-2. 設備の設置概念

- 電気通信事業法は、設備の「設置」の有無に着目した規律の体系となっており、「設置」とは、「設備の所有」ではなく、「設備の継続的な支配・管理」を意味するところ、他者設備の利用やオフバランス化など、今後、設備の所有者と利用者が分かれる形態の増加も想定される中で、設備の「設置」に着目した規律を検証する必要性が生じている。自己設備設置要件における「設置」の概念も、電気通信事業法の検証に合わせて、当該要件の趣旨を踏まえつつ、検証することが適当でないか。

主な意見

(論点4-2 設備の設置概念)

- 最近では自ら設備を設置しない電気通信事業者も増えていることから、設備の「設置」の有無に着目した規律の検証は必要。(JAIPA)
- 電気通信役務の安定的な提供を確保するためには、事業用電気通信設備の継続的な支配・管理の観点からの「設置」概念は、今後も重要な位置づけになる。(KDDI)